

# ジャパンレザープライドタグの使用に関する規定

## 《総則》

### 目的

第1条 この規定は、日本産革の魅力を表しているジャパンレザープライドロゴマークを活用したタグ（以下「JLPタグ」という）の使用許可における条件、手続き等を定めることによりJLPタグの使用を推進し、日本産革のブランド力を高めることを目的とする。

### JLPタグの定義他

第2条 JLPタグは別図のとおりとする。

2 JLPタグに関する権利は、一般社団法人日本タンナーズ協会（以下「当協会」という）に帰属する。

3 JLPタグは当協会が指定する印刷会社のみで発行する。

### 使用許可者の資格

第3条 JLPタグの使用の資格者は次のとおりとする。

次の条件を満たし、かつ、必要書類（①日本で発行された化製場許認可証又は行政機関が発行した製革業者の証明書、②日本国内で排水処理を適正に行っていることを証明できる書類、③原材料の使用状況、④宣誓書など）を提出し、JLP委員会（以下「所管委員会」という）の審査を経て、許可を得た日本国内の製革業者のみ（以下「使用許可者」という）とする。

イ)『原皮』は自社工場で鞣しから、『ウェットブルー』は自社工場で再鞣しと染色・加脂を行っていること。

### 審査機関

第4条 前条に基づき設置される所管委員会の委員は、当協会の理事で構成され、適正な審査に当たる。

### 使用対象となる物

第5条 JLPタグ使用許可の対象となる物は次のとおりとする。

使用許可者の革素材を使用し、かつ、次の条件を使用許可者の責任の下、把握できる革製品。

イ) 革製品は国内で100%製造されていること。

ロ) 革製品について、異素材等との併用は可とするが、表面積の60%以上は使用許可者が『原皮』は自社工場で鞣しから、『ウェットブルー』は自社工場で再鞣しと染色・加脂を行った革であること。

### **使用に係る経費**

第6条 JLPタグの使用に係る経費については、全額使用許可者の負担とする。

### **使用期間**

第7条 JLPタグの使用期間は、許可の決定をした日から2年間とする。

2 継続使用を希望する者は、使用期限日までに、JLPタグ使用許可申請書（様式第1号）に必要書類を添付して継続使用の申請を当協会に提出しなければならない。

## **《手続き》**

### **使用許可の申請**

第8条 JLPタグを使用しようとする者（以下「タグ申請者」という）は、JLPタグ使用許可申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、当協会に提出しなければならない。

2 一部でも、自社工場以外で生産しているウェットブルーを使用しているタグ申請者は、追加書類を提出しなければならない。

3 使用期間中に、申請した内容に変更が生じたときは、JLPタグ使用許可申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、速やかに当協会に提出しなければならない。

### **使用許可の決定**

第9条 当協会へ、前条の使用許可の申請があった場合は、所管委員会が審査の上、速やかに許可の可否を決定する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは許可しない。

(1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれのあるとき。

(2) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして利用するおそれのあるとき。

- (3) 当協会の信用又は品位を害すると認められたとき。
- (4) その他許可することを当協会が不相当と認めたとき。
- 2 当協会は、前項の規定により使用許可を決定したときは、許可番号を付与し、当協会指定の J L P タグを発行する印刷会社の連絡先を伝えるとともに、J L P タグ使用許可決定通知書（様式第 2 号）により、当該タグ申請者に通知する。
- 3 当協会は、第 1 項の規定により不許可を決定したときは、その理由を付した J L P タグ使用不許可通知書（様式第 3 号）により、速やかに当該タグ申請者に通知する。

### **使用上の遵守事項**

第 1 0 条 前条の規定により使用許可者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請内容に沿った適正な使用を行うこと。
- (2) J L P タグを指定の印刷会社に発注する時は、事前に当協会へ J L P タグ使用計画書（様式第 4 号）を提出すること。
- (3) J L P タグを使用して虚偽行為や悪意を持った行為を行わないこと。
- (4) 使用の権利の譲渡、又は転貸しをしないこと。
- (5) 許可無く編集及び改編して異なった形で使用しないこと。

### **調査**

第 1 1 条 当協会は、使用許可者に対して必要に応じ J L P タグの使用状況の確認調査を実施することができる。

- 2 使用許可者は前項に規定する調査の際、求められた資料の提出等誠実に応じなければならない。

### **使用許可の取り消し**

第 1 2 条 当協会は、使用許可者が次の各号のいずれかに該当する場合は警告を行い、改善が見られないときは使用許可を取り消し、その旨を当該使用許可者に通知する。

- (1) 第 1 0 条の遵守事項に違反した場合。
- (2) 偽りの申請その他不正行為によって、使用許可を受けた場合。
- (3) 虚偽行為により第三者に損害を与えるような使用をした場合。
- (4) 許可期間を過ぎても使用している場合。

(5) その他当協会もしくは所管委員会が適当でないとした場合。

2 前項の規定により使用許可の決定を取り消したときは、JLPタグ使用許可取り消し通知書（様式第5号）により、当該使用許可者に通知する。

## 罰則

第13条 当協会は、前条第2項に該当する違反者に対して、JLPタグの回収を求めることがある。また、通知日から3年間の使用許可申請の禁止及び当協会ホームページにて違反者の社名と代表者名を1年間公示する。

## 使用許可の失効

第14条 使用期限日までに継続使用の申請がなく、使用許可が失効したときは、使用期間満了後、当該使用許可者に通知する。

## 使用許可の取り下げ

第15条 使用許可者は、次の各号のいずれかに該当するときは、JLPタグ使用許可取下げ届出書（様式第6号）を、速やかに当協会に提出しなければならない。

(1) 廃業等により、使用許可者の資格を満たさなくなったとき。

(2) 使用継続の意思を失ったとき。

(3) その他、何らかの理由により、使用許可を取り下げるとき。

2 当協会は前項に該当することを把握したときは、JLPタグ使用許可取下げ届出書（様式第6号）を提出するよう、当該使用許可者に通知する。

3 当協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、所管委員会が審査の上、その結果を当該使用許可者に通知する。

(1) JLPタグ使用許可取下げ届出書（様式第6号）を受理したとき。

(2) 第2項により通知した日から1カ月を経過したとき。

## その他

第16条 当協会ホームページにて使用許可者を公開する。

第17条 JLPタグの使用に起因する問題が生じたときは、使用許

可者が速やかに対処するものとし、当協会は一切の責任を負わない。

第18条 この規定に定めるもののほか使用・管理につき必要な事項又は疑義が生じた事項については関係者と協議のうえ、決定する。

## 附則

- 平成26年6月23日開始

- 平成26年11月27日改訂

別図：JLPタグ仕様の裏面に文章を追加。

別図：テキスト部分拡大を追加。

- 平成27年6月9日改訂

別図：JLPタグ仕様（小サイズ）を追加。

JLPタグ使用計画書：小サイズ用の記入欄を追加。

- 平成27年11月30日改訂

《総則》使用者の資格

第3条の文章「③宣誓書を提出」を「③宣誓などを提出」へと変更。

《総則》使用対象となる物

第5条①イ)の文章「原皮」を「原皮及びウエットブルー」へと変更。

《総則》使用期間

第7条2項を追加。

《手続き》使用許可の申請

第8条2項を追加。

《様式1》

継続・追加の申請を追加。提出書類④を追加。

- 平成28年4月28日改訂

《総則》使用対象となる物

第5条①ハ)の文章「革製品を製造するメーカーは日本国内に本社があることとするが、工場は国内外を問わない。但し、タグの取り付けや封入作業などは日本国内で行うこと」をロ)「革製品は日本国内で製造されていること」へと変更。

- 平成29年9月6日改訂

《様式1》

提出書類②の文章「直近3カ月以内の下水道料金領収書の写し」を「直近3カ月分の下水道料金領収書の写し」へと変更。

提出書類④A. ②の文章「直近3カ月以内の下水道料金領収書の写し」を

「直近3カ月分の下水道料金領収書の写し」へと変更。

・平成29年12月6日改訂

《手続き》その他

第14条を追加。(※以下1条ずつ繰り下げ)

・令和元年7月2日改訂

《様式4》

使用計画書に「JAPAN LEATHER PRIDE タグのルール『使用対象となる物』」を追加。

・令和元年10月25日改訂

《様式1》

(新規・継続・追加)を(新規・継続・変更)へと変更。

提出書類の確認欄を追加。

提出書類③の文章「宣誓書」を「原材料の使用状況」へと変更。

提出書類④の文章「他社が生産したウェットブルーを使用している場合に必要な資料」を「宣誓書」へと変更。

《様式4》

使用計画書の「JAPAN LEATHER PRIDE タグのルール『使用対象となる物』」を「JLPタグを付けられる革製品の要件」へと変更。

・令和3年4月1日改訂

《総則》使用許可者の資格

第3条イ)の文章「『原皮およびウェットブルー』から、自社工場で再鞣しと染色・加脂を行っていること。」を追加。

《総則》使用対象となる物

第5条イ)の文章「日本国内で生産する製革業者が「原皮およびウェットブルー」から生産した革を100%使用していること。」を「革製品は国内で100%製造されていること。」へと変更。

第5条ロ)の文章「革製品は日本国内で製造されていること。」を「革製品について、異素材等との併用は可とするが、表面積の60%以上は使用許可者が『原皮およびウェットブルー』から、自社工場で再鞣しと染色・加脂を行った革であること。」へと変更。

第5条ハ)の文章「異素材との併用は可とするが、革素材の使用比率は表面積の60%以上であること。」を削除。

《手続き》使用許可の申請

第8条2項の文章「使用許可者のうち、新たに追加された条件を満たしたい使用許可者は、改訂されたJLPタグ使用許可申請書(様式第1号)に必

要書類を添付して、当協会に提出しなければならない。」を「一部でも、自社工場以外で生産しているウェットブルーを使用しているタグ申請者は、追加書類を提出しなければならない。」へと変更。

第8条3項を追加。

《手続き》使用許可の失効

第14条を追加。(※以下1条ずつ繰り下げ)

《手続き》使用許可の取り下げ

第15条を追加。(※以下1条ずつ繰り下げ)

《様式6》

追加。

#### ・令和5年7月6日改訂

《総則》使用許可者の資格

第3条イ)の文章「『原皮およびウェットブルー』から、自社工場で再鞣しと染色・加脂を行っていること。」を「『原皮』は自社工場で鞣しから、『ウェットブルー』は自社工場で再鞣しと染色・加脂を行っていること。」へと変更。

《総則》使用対象となる物

第5条ロ)の文章「革製品について、異素材等との併用は可とするが、表面積の60%以上は使用許可者が『原皮およびウェットブルー』から、自社工場で再鞣しと染色・加脂を行った革であること。」を「革製品について、異素材等との併用は可とするが、表面積の60%以上は使用許可者が『原皮』は自社工場で鞣しから、『ウェットブルー』は自社工場で再鞣しと染色・加脂を行った革であること。」へと変更。

#### ・令和7年10月7日改訂

別図：JLPタグの大サイズの仕様及び(小サイズ)の文字を削除。

《様式4》

使用計画書のタグのサイズに関する記入欄を削除。

#### ・令和8年5月11日改訂

別図：JLPタグの裏面図文言をQRコードに変更。

タグ裏面の仕様説明に『QRコード』を追記。

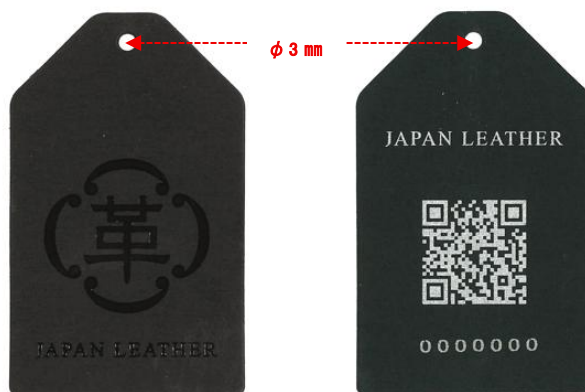
別図：テキスト部分拡大を削除。QRコードの遷移先URLを追加。

## 別図

### JLPタグ仕様

サイズ:左右42mm×天地68mm(角R2mm)

紙:GAファイル ブラック 450kg



(表面)

仕様:ロゴ/UV厚盛り

(裏面)

仕様:QRコード・シリアルNo./シルク印刷(シルバー)

QRコードの遷移先

<https://tcj.jibasan.or.jp/jlp-tag>

受付欄

様式第1号（第8条関係）

（一社）日本タンナーズ協会

会長 中嶋 幹夫 様

住 所

（申請者）名 称

役職・代表者氏名

㊟

### ジャパンレザープライドタグ使用許可（新規・継続・変更）申請書

ジャパンレザープライドタグの使用に関する規定第8条により同タグを使用したいので、次ページの文章に同意のうえ署名し、提出書類一式を添えて申請します。

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| <b>提出書類</b><br>提出書類に○を<br>してください | ①日本で発行された化製場許認可証の写し<br>または、行政機関が発行した製革業者の証明書の写し       |
|                                  | ②日本国内で排水処理を適正に行っていることを証明<br>できる書類（直近3カ月分の下水道料金領収書の写し） |
|                                  | ③原材料の使用状況   |
|                                  | ④宣誓書  |
| <b>連絡先</b>                       | 担当者名：<br>電話番号： FAX：<br>E-MAIL：                        |

次ページに続く

## 原材料の使用状況

次の各事項に該当しているか否か、□にレ印を記入してください。

(※4. その他の場合はカッコ内も必ず記入してください。)

|  | はい                       | いいえ                      |   |
|--|--------------------------|--------------------------|---|
| 1. 自社工場で原皮から生産している                                       | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | } <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください<br>必ず、4項目全てに |
| 2. 自社工場以外で生産しているウェットブルーを使用している                           | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |   |
| 3. 自社工場以外で生産しているクラストを使用している                              | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |   |
| 4. その他<br>自社工場以外で生産している (                      ) を使用している | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |   |

### ※注意事項

#### 2. に該当する方へ

一部でも、自社工場以外で生産しているウェットブルーを使用している場合には追加書類の提出が必要です。2枚目にご記入のうえ、追加書類を添付してください。

#### 3. に該当する方へ

クラストから生産した革は、『JLPタグのルール』にある条件を満たさない革となります。ご注意ください。

原材料の使用状況について、該当する資料を提出します。

年 月 日

代表者名: \_\_\_\_\_ (印)

※自署押印

## 2. に該当する方へ

### A. 日本国内のタンナーが生産したウェットブルーを使用

生産先（タンナー名）を下記に明記のうえ、①・②を提出します。

① 生産先が、取得している化製場許認可証の写し、または、行政機関が発行した製革業者の証明書の写し

② 生産先が、排水処理を適正に行っていることを証明できる書類（生産先が支払っている直近3カ月分の下水道料金領収書の写し）

(1) タンナー名： \_\_\_\_\_

(2) タンナー名： \_\_\_\_\_

(3) タンナー名： \_\_\_\_\_

(4) タンナー名： \_\_\_\_\_

(5) タンナー名： \_\_\_\_\_

### B. 海外のタンナーが生産したウェットブルーを使用

生産先（国名とタンナー名）を下記に明記のうえ、その生産者が適正に排水処理を行っていることを証明できる書類や資料をさらに追加して提出します。

(1) タンナー名： \_\_\_\_\_ 国名： \_\_\_\_\_

(2) タンナー名： \_\_\_\_\_ 国名： \_\_\_\_\_

(3) タンナー名： \_\_\_\_\_ 国名： \_\_\_\_\_

(4) タンナー名： \_\_\_\_\_ 国名： \_\_\_\_\_

(5) タンナー名： \_\_\_\_\_ 国名： \_\_\_\_\_

(一社) 日本タンナーズ協会  
会長 中嶋 幹夫 様

## 宣 誓 書

本タグを使用するにあたって日本の革の生産者としてのプライドを持ちながら社会的責任を果たすことに努め、消費者に「日本産の革は良いもの」という日本産の革に対する評価を高めていくことを目指します。

ブランドイメージの確立や社会的・経済的地位の向上を目指し、ジャパンレザープライドタグの使用に関する規定を遵守するとともに、ブランドイメージ向上に誠心誠意努めていくことをここに誓います。

年 月 日

代表者名:

⑩

※自署押印

年 月 日

住 所

名 称

役職・代表者氏名

様

（一社）日本タンナーズ協会  
会 長 中嶋 幹夫

### ジャパンレザープライドタグ使用許可決定通知書

ジャパンレザープライドタグの使用に関する規定第9条2項により、〇〇年〇月〇日付で新規申請（継続申請）のありました件について、使用の許可を決定しましたので通知します。また、許可番号は「〇〇〇〇〇〇〇号」とします。

なお、使用にあたってはジャパンレザープライドタグの使用に関する規定を遵守のうえ下記の点に留意してください。

- ① 使用期間は使用許可決定日の〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までの2年間です。
- ② 使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- ③ 使用に起因する問題が生じた場合には、使用許可者が速やかに対処する責任を負うものとし、一般社団法人日本タンナーズ協会（以下「当協会」という）は一切の責任を負いません。
- ④ 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合に、使用許可者に対し是正を求めるための警告を行います。
- ⑤ 使用許可者が上記の警告に応じない場合は、使用許可の取り消しその他必要な措置をとる場合があります。
- ⑥ 使用許可が取り消されたときは使用許可取り消しの日から利用することはできませんので、使用中のタグの回収を求めることがあります。また、取り消しにより使用許可者に生じた損害について、当協会は一切の責任を負いません。
- ⑦ タグの適切な使用を図るため、使用の状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- ⑧ ジャパンレザープライドタグの使用に関する規定は、必要に応じて変更することがあります。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

住 所

名 称

役職・代表者氏名

様

（一社）日本タンナーズ協会

会 長 中嶋 幹夫

### ジャパンレザープライドタグ使用不許可通知書

ジャパンレザープライドタグの使用に関する規定第9条3項により、〇〇年〇月〇日付で申請のありました件について、審査の結果、下記の理由により不許可となりましたので通知します。

### 記

不許可の理由

以上

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

（一社）日本タンナーズ協会

会長 中嶋 幹夫 様

住 所

（使用許可者）名 称

役職・代表者氏名

㊟

### ジャパンレザープライドタグ使用計画書

ジャパンレザープライドタグの使用に関する規定第10条によりジャパンレザープライドタグ使用計画書を提出します。

総予定枚数：計 枚

| 配布先 | 製品名 | 予定枚数 |
|-----|-----|------|
|     |     |      |
|     |     |      |
|     |     |      |

※欄内に書ききれない場合はコピーしてお使いください。

● JLP タグを付けられる革製品の要件・・・『JLP タグの使用に関する規定』の第5条をご確認ください  
(靴・鞆など)

◇ ポイント ◇

- ① 革製品は国内で100%製造されていることが必要です。
- ② 革製品について、表面積の60%以上は **使用許可者の条件を満たした革** であることが必要です。  
**条件を満たした革**とは・・・  
『原皮』は自社工場で鞣しから、『ウェットブルー』は自社工場で再鞣しと染色・加脂を行った革です。※クラストから生産した革は、条件を満たさない革となります。
- ③ リバーシブルの場合は、裏地も表面積とみなします。
- ④ 取っ手などの付属品は表面積に含みます。

様式第5号（第12条関係）

年 月 日

住 所

名 称

役職・代表者氏名

様

（一社）日本タンナーズ協会

会 長 中嶋 幹夫

## ジャパンレザープライドタグ使用許可取り消し通知書

ジャパンレザープライドタグの使用に関する規定第12条2項により、〇〇年〇月〇日付「〇〇〇〇〇〇〇号」で許可したジャパンレザープライドタグの使用について、警告後の改善がありませんでしたので、検討の結果、下記の理由により許可を取り消したことを通知します。なお、同規定第13条のとおり、下記の罰則処置を行います。

### 記

#### 1. 取り消し理由

#### 2. 罰則処置

以上

様式第6号（第15条関係）

受付欄

（一社）日本タンナーズ協会

会長 中嶋 幹夫 様

住 所

（申請者）名 称

役職・代表者氏名



### ジャパンレザープライドタグ使用許可取下げ届出書

ジャパンレザープライドタグの使用に関する規定第15条により、同タグの使用許可の取り下げの届出をします。

|  |  |
|--|--|
| 取下げ日   | 西暦 年 月 日から使用を取りやめます。   |
| 取下げ理由  | <input type="checkbox"/> 廃業等により、使用許可者の資格を満たさなくなった<br><input type="checkbox"/> 使用継続の意思を失った<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 連絡先  | 担当者名 :<br>電話番号 : FAX :<br>E-MAIL :   |
| 現時点までのJLPタグの在庫については、私自身が責任をもって対応します。<br><br><b>代表者名 :</b> _____ (印)<br>※自署押印 |  |